# 政令指定都市等における戦略的環境アセスメント制度の対応状況

| 自治体名 | SEA制度 | 事前配慮制度 | 戦略アセスメント導入の検討状況 | 戦略アセスメント導入ガイドラインへの対応状況 |
|---|---|---|---|---|
| 札幌市 | × | ○ | アセスメント事例も少なく，現段階では導入に向けた具体的な検討は行っていない。<br>本市では，環境配慮指針の中で，事業の計画を組み立てる過程において，工事，供用段階までを念頭においた事前の環境配慮を求めているが，個別の事業に先立つ早い段階での戦略的アセスメントの導入については，十分な検討が必要であると考えている。 | 具体的な検討は行なっていない。 |
| 仙台市 | △ | ○ | いずれのSEAについても制度化しておらず，導入については，内部で検討している状況ですが，個別事業のマニュアル等が整備されていないこと，事例が少ないこと，審査会等制度が整っていないことから，時期等については未定。 | 左記のとおり。 |
| さいたま市 | × | × | 導入に向けた検討は行っていない。 | 今後の検討課題。 |
| 千葉市 | △ | ○ | これまで国や都道府県・政令市の動向及び情報収集を行ってきたが，現在，本市独自の戦略的環境アセスメント（SEA）制度の導入には至っていない。<br>今年度，国からの通知を受けて，SEA制度の導入に向け，さらに検討を進めていく必要があると考える。 | 今年5月に庁内で，「環境影響評価関係課長会議」を立ち上げており，当会議においても，SEA制度の導入について，先進自治体の事例等を参考に議論していきたいと考えています。 |
| 川崎市 | △ | ○ | 国や他都市の取組状況を調査し，導入の可能性について検討する。<br>なお，当市では，川崎市環境影響評価に関する条例に基づいて，市が行おうとする環境に特に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については，事前配慮制度として，計画段階における環境配慮計画書（事業計画の概要，管理計画及び技術指針を基本とした環境保全の考え方等を記載した書類）の作成を行わせ，縦覧し，環境の保全の見地からの市民の意見を求めている。<br>また，川崎市環境基本条例に基づいて，環境調査制度を定めており，環境に係る市の主要な施策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業等について，基本構想及び基本計画の立案段階で，環境配慮の基本的考え方等を記載した環境調査書を作成し，庁内の環境調整会議にて，環境行政の総合的調整を行っている。 | 当市の対象規模は，小規模なものからアセス対象にしており，国が提案している「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」については，参考として検討したいと考えている。 |
| 横浜市 | △ | ○ | 横浜市では，アセスメントの対象事業に該当しない小規模事業に対しては，「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」に基づき，計画立案段階をとらえ，環境に適正に配慮した内容となるように調整（事業調整制度）を行っている。<br>しかし，本制度は，事業の計画者に対して市が環境に関する情報の提供，助言等を行う制度であり，第3者による関与などSEA制度の要件を備えたものとはなっていない。<br>このため，国や他の自治体の動向を調査するとともに，より早い時期での環境配慮のあり方や仕組みについて検討している。 | 左記のとおり。 |
| 名古屋市 | △ | ○ | 平成16年度に学識経験者で構成する検討会を設置し、本市における戦略的環境アセスメント（SEA）制度の導入に当たっての基本的な考え方について検討を進め、平成17年度末に検討会としての意見をとりまとめた。 | 国や他都市の動向等を注視しながら、戦略的環境アセスメント制度の構築・導入に向けて調査・研究を進めていくこととしている。 |
| 京都市 | ○ | ○ | 本市では，平成16年9月に京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱を制定。対象計画は，本市が策定する計画で，京都市環境影響評価等に関する条例の対象事業に係る事業基本計画（第一種計画），条例対象事業の種類であって更に小規模な事業の計画（第二種計画），個別事業を包括する上位計画（第三種計画）である。<br><br>現在までの手続き終了案件は全て第二種計画である。<br>（17年度：4件，18年度：3件）<br>まだ事例が少なく，小規模の案件に限られているので，今後，事例を積み重ねて，課題等を検討していく。 | 特に検討していない。 |
| 大阪市 | × | ○ | 現在は担当内での検討のみ。戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに係る取組の進捗状況を勘案して，本市独自のSEA制度の必要性などを検討していく。<br>なお，昨年6月に本市環境影響評価技術指針の改定を行い，事業計画の各段階において，環境配慮の観点から十分な検討を行い，その結果を計画に反映させるとともに図書に記載することを盛り込んだ。 | 戦略的環境アセスメント導入ガイドラインへの対応状況についても，同様に現在担当内での検討のみ。条例対象事業は，法対象事業に比べて規模の小さいものや民間事業もあり，課題が多いと思われる。 |
| 堺市 | × | ○ | 堺市環境影響評価条例は平成18年12月に制定し，平成20年4月の全面施行を予定している。条例制定の際に，環境審議会に環境影響評価制度の基本的なあり方について諮問し，答申の中に今後の課題として戦略的アセスメントに関して「現時点では難しいと考えるが，制度化に向けて検討することが望ましい。」と記載された。<br>これを受け，方法書の前に事前配慮計画書を提出する制度としている。 | ガイドラインに沿った制度化は行っていない。 |
| 神戸市 | | ○ | 現在，「（仮称）神戸市計画段階環境アセスメント」制度の導入に向けて，調査・研究を行い審査担当者間で勉強会を実施中。今後は，条例対象事業計画において試行を実施し，この試行結果をもとに学識者による審議を踏まえて制度化について検討する。 | 左記と同時に検討を実施する。 |
| 広島市 | ○ | ○ | 本市では，戦略的環境アセスメント制度として，広島市多元的環境アセスメント制度の構築に取り組んできており，平成15年3月に制度の基本理念やあり方を基本構想として取りまとめ，平成16年3月には，廃棄物最終処分場整備計画を対象としたガイドラインを策定した。<br>また，平成16年4月には，広島市が策定する大規模事業等の計画を対象とした広島市多元的環境アセスメント実施要綱を施行したが，これまで適用事例はない。 | 戦略的環境アセスメント導入ガイドラインに基づいて，主務省庁で現在検討されている個別事業のSEAガイドラインを踏まえ，今後，必要に応じて廃棄物最終処分場以外の事業分野別ガイドラインの検討を行いたいと考える。 |
| 北九州市 | × | ○ | 今のところ検討を行っていない。 | ガイドラインに則してSEAを実施した事例はない。 |
| 福岡市 | △ | × | 国や他都市の状況を見ながら，制度の導入について検討を行っている。 | 戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを受け，戦略的環境アセスメント制度の導入について検討を始めたところ。 |
| 東京都 | ○ | × | ①制度の運用状況<br>東京都においては，平成14年7月に計画段階環境影響評価制度を導入してから，計画段階環境影響評価手続を実施した事業は，2例あり。<br>ア　豊洲新市場建設計画<br>平成16年9月に計画段階環境影響評価手続（環境配慮書）を開始し，現在，事業段階環境影響評価（評価書案の審議）の手続中。<br>イ　都市計画道路府中所沢線建設事業<br>平成16年9月に計画段階環境影響評価手続（特例環境配慮書）を開始し，平成18年7月に環境影響評価書を受理。<br>②制度を運用する上での課題<br>・計画が固まっていない段階において，評価項目や予測・評価方法等を選定すること。<br>・計画が固まった段階において，計画内容が異なる複数案を作成すること。（ダミー案を作る結果となっている）<br>・計画段階環境影響評価と事業段階環境影響評価の違いの明確化（メリハリ）<br>・事業者に過度の負担がかからないような工夫 | 都アセス条例の対象計画については，現時点では都条例の規定を優先してアセス手続きを実施する予定である。<br>法対象事業については，対象事業を所管する各省庁がSEA導入ガイドライン（環境省）に基づき，SEA手続を策定することになっており，その詳細が明らかになった時点で必要に応じて検討する。 |

○…導入済み　△…検討中　×…検討なし

（平成19年度大都市環境影響評価担当者会議資料より）